

事後審査型制限付一般競争入札の執行について

令和6年9月27日

大阪市天王寺区長 末村 祐子

次のとおり、事後審査型制限付一般競争入札を執行する。

1 入札に付する事項

(1)	業務名称	大阪市天王寺区役所窓口案内業務従事者派遣(長期継続)
(2)	履行期間	令和6年12月1日から令和9年11月30日まで
(3)	履行場所	大阪市天王寺区役所
(4)	業務概要	別紙仕様書のとおり

2 入札参加資格

(1)	地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しないものであること
(2)	令和4・5・6年度大阪市入札参加有資格者名簿(種目:業務委託)において、「01:18:01:受付(庁舎・施設)(070)」又は「13:07:01:人材派遣(172)」に登録していること
(3)	入札執行日において、大阪市競争入札参加停止措置要綱に基づく停止措置を受けていないこと
(4)	入札執行日において、大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けていないこと及び同要綱別表に掲げるいずれの措置要件にも該当しないこと

3 質問の受付、回答

(1)	質問締切日時	令和6年10月4日(金)午後5時00分まで ※締切以降の質問については受け付けない
(2)	質問方法	メール(下記アドレス宛) ※様式は問わない ti0001@city.osaka.lg.jp
(3)	回答日	令和6年10月11日(金)
(4)	回答方法	天王寺区役所ホームページの「入札契約情報・業務委託関係」(下記URL参照)に掲載する ただし、質問がない場合は掲載しない http://www.city.osaka.lg.jp/tennoji/category/3205-3-0-0-0-0-0-0-0-0-0.html

4 入札方法等

(1)	入札は、入札執行日時に入札執行場所へ出席して、入札書(書面)の提出により行うこと
(2)	入札書には予定価格(契約期間(36月)の予定総額(税抜))を記載すること。落札決定にあたっては、入札書に記載された金額に、当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額(加算した金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額)をもって落札価格とする
(3)	一旦提出された入札書は、訂正、再提出又は撤回をすることはできない
(4)	落札候補者のない場合は直ちに再度入札を行い、再度、落札候補者がなければ、契約条件を変更せずに最低価格の者と価格交渉を行う

5 入札保証金及び契約保証金

(1)	入札保証金	免除
(2)	契約保証金	要(ただし、大阪市契約規則第37条第1項第1号又は第3号に該当する場合は免除する)
(3)	保証人	不要

6 入札の無効

次の場合に該当する入札は、無効とする。	
(1)	大阪市契約規則第28条第1項の規定に該当する入札
(2)	大阪市競争入札参加者心得に違反した者がした入札
(3)	再度入札においては、前回最低入札書記載金額以上でした入札
(4)	審査の結果、入札参加資格を有していないとされた者がした入札
(5)	申請書類に虚偽の記載をした者の入札 なお、無効の入札をした者は再度入札に参加することができない
(6)	所定の入札書を用いないでした入札

7 入札執行日及び場所

(1)	入札執行日時 (即時開札)	令和6年10月18日(金)午前11時00分 ※入札室は30分前に開場
(2)	入札執行場所	大阪市天王寺区真法院町20番33号 大阪市天王寺区役所5階 502会議室

8 落札候補者の決定方法

(1)	予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札候補者とする
(2)	落札となるべき同価の入札をした者が2者以上あるときは、くじにより落札候補者を決定する
(3)	落札候補者及び落札金額は入札執行場所で公表する。また、落札候補者以外で審査順位の範囲内の入札者名及び入札金額を公表する
(4)	開札後から落札決定までに、入札参加申請者が大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けたときは、入札参加資格を有しない者のした入札とみなし無効とする

9 落札者の決定方法

(1)	落札決定予定日	令和6年10月21日(月)を予定とするが、入札参加資格の審査状況等により延期する場合がある
(2)	落札決定通知	落札候補者に対して落札決定の通知を書面にて行う

10 入札結果の公表

(1)	公表時期	落札決定後、入札契約情報等の公表に関する要綱に基づき公表する
(2)	公表方法	「3 質問の受付、回答 (4)回答方法」と同じ

11 その他

(1)	入札参加申請は、入札書の提出をもって申請があったものとみなす
(2)	くじ、再度入札となった場合、初度入札に使用した印鑑が必要となるが、持参できないときは委任状を提出し、受任者によるくじ、再度入札を行うことができる。受任者は、委任状に押印した印鑑を必ず入札執行場所に持参すること
(3)	入札参加資格審査資料の提出 無し
(4)	落札者又は契約の相手方に決定されたときは、遅滞なく、契約締結の手続きをすること
(5)	入札保証金の納付を免除された者が、落札決定後、正当な理由なく指定期限までに契約を締結しないときは、大阪市契約規則第21条第2項により落札金額の100分の3に相当する額の違約金を徴収する
(6)	この入札において独占禁止法第3条又は第8条第1号に違反し、若しくは、刑法第96条の6に該当する談合などが明らかになった場合は、契約者は契約金額の100分の20に相当する額の損害賠償金を納付しなければならない
(7)	本案件については、複数年の長期継続契約となることから、令和7年度、令和8年度、令和9年度の契約は、当該年度予算の市会の議決がされ、当該予算年度の執行が可能となることにより効力が生じるものとする
(8)	落札決定後から契約締結までに、落札者が大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けたときは、契約の締結を行わないものとする
(9)	契約締結後、当該契約の履行期間中に契約者が大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けたときは、契約の解除を行うことがある
(10)	契約書作成の要否 要
(11)	この公告に定めのない事項については、関係法令の他、大阪市契約規則、大阪市競争入札参加者心得等の定めるところによる

12 担当、問い合わせ先

(1)	業務概要に関する こと	大阪市天王寺区役所企画総務課 大阪市天王寺区真法院町20番33号 電 話:06-6774-9625 FAX:06-6772-4904
(2)	入札執行等に関する こと	同上